

デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第2次)(案)に対する意見募集の結果

～概要～

デジタル時代における放送制度の
在り方に関する検討会事務局

令和5年10月12日

デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第2次)(案)に対する意見募集の結果(概要)

1. 実施期間

令和5年9月7日(木)から9月28日(木)まで

2. 意見件数(提出順)

合計109件

【放送事業者等 : 69件】

- (一社)日本民間放送連盟
- (株)エフエム東京
- RKB毎日放送(株)
- 日本テレビ放送網(株)
- (株)熊本県民テレビ
- 東海テレビ放送(株)
- 讀賣テレビ放送(株)
- (株)BS日本
- (株)J-WAVE
- 中京テレビ放送(株)
- 石川テレビ放送(株)
- (株)仙台放送
- (株)テレビ金沢
- (株)山梨放送
- (株)MBSメディアホールディングス
- (株)毎日放送
- テレビ大阪(株)
- 北日本放送(株)
- (株)福島中央テレビ
- (株)ニッポン放送
- 朝日放送テレビ(株)
- (株)IBC岩手放送
- 北海道文化放送(株)
- (株)テレビ朝日ホールディングス
- 山口放送(株)
- (株)テレビ愛媛
- 長崎放送(株)
- (株)放送衛星システム
- (株)テレビ北海道
- (株)鹿児島讀賣テレビ
- JCOM(株)
- (株)テレビ西日本
- 札幌テレビ放送(株)
- (一社)衛星放送協会
- 日本放送協会
- (株)TBSテレビ
- 関西テレビ放送(株)
- 高知さんさんテレビ(株)
- (株)福岡放送
- (株)テレビ東京ホールディングス
- (株)STVラジオ
- (株)静岡第一テレビ
- 中部日本放送(株)
- (株)CBCテレビ
- (一社)日本ケーブルテレビ連盟
- 西日本放送(株)
- (株)宮城テレビ放送
- 北海道テレビ放送(株)
- 南海放送(株)
- 四国放送(株)
- (株)テレビ新潟放送網
- 広島テレビ放送(株)
- 日本海テレビジョン放送(株)
- (株)フジ・メディア・ホールディングス
- (株)フジテレビジョン
- (株)鹿児島放送
- (株)ビーエスフジ
- (株)テレビ信州
- (株)高知放送
- 鹿児島テレビ放送(株)
- 北海道放送(株)
- (株)テレビ大分
- スカパーJSAT(株)
- 福井放送(株)
- (株)テレビユー山形
- (株)長崎国際テレビ
- (株)大分放送
- (株)アール・エフ・ラジオ日本
- ひらたCATV(株)

【その他法人、団体 : 13件】

中嶋電子工業、日本電気(株)、(一社)日本新聞協会メディア開発委員会、放送の自由は大事やないか研究会、(株)日本経済新聞社、KDDI(株)、(株)電通、ソフトバンク(株)、東日本電信電話(株)、(株)ワイズ・メディア、(株)読売新聞グループ本社、(株)博報堂DYメディアパートナーズ、西日本電信電話(株)

【個人 : 27件】

注: その他、案と無関係と判断されるものが1件あった。

主な意見

○ 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」親会及び4つの下部組織では、民放連や各社からの要望も踏まえて、放送業界にとって重要かつ非常に広範囲に渡る議論が行われたと認識しています。

その上で、本取りまとめ案で提起、提案された各種の論点に向き合っていくこととなりますが、視聴環境が激変し、放送業界全体として大きな変革期にある中で、これまで以上にNHKも含めた各社間の協調領域と競争領域を見極めることが重要となります。総務省におかれましては、特に協調領域については放送業界全体、そして国民・視聴者の利益に資する施策の法制度設計を引き続き推進するよう要望すると共に、一方で競争領域の施策を実践するか否かについては、あくまで個社の経営判断に委ねるなど、柔軟な対応を要望します。

民放各社は、国民・視聴者、スポンサー、株主など、多くのステークホルダーと共に日々の放送事業やその他事業に従事しており、事業性・採算性が優先される点がNHKとは決定的に異なります。総務省におかれましては、本意見募集に寄せられる国民・視聴者の意見はもとより、当事者である放送事業者の経営方針や意見も十分に尊重し、民放特有の事情にも考慮した上で、今後の放送政策を進めていただくことを重ねて要望します。

【日本テレビ放送網株式会社】
(その他類似意見9者)

○ 総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」および4つの下部組織の取りまとめ(案)は、民間放送事業者、特にローカル局の将来像に関わる重要な内容となっています。別項目において、個々に意見を述べさせていただきますが、全体を通して、以下の2点に留意していただくようお願いいたします。

1. 本検討会及び下部組織に議論において、ローカル局のヒアリングをしていただいたことは評価できるものの、今後も、これまで以上に民放連やローカル局の意見に耳を傾けたうえでの政策立案、施行をしていただくことを要望します。

2. 本検討会の第一次取りまとめを受けた今後の施策において、あくまで個社の経営の選択肢を増やす観点での制度設計・施行をお願いいたします。

各地域事情、経済合理性などが異なるため、決して強制とせず個社の判断で選択が可能なものとしていただきますようお願いいたします。

【中京テレビ放送株式会社】
(その他類似意見4者)

本検討会の考え方

○ 今後総務省において検討を進めていく上では、御指摘を踏まえ、「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第2次)(案)」(以下「本案」といいます。)の意見募集に寄せられた意見を含む関係者の意見を十分に考慮すべきと考えます。

また、本検討会では、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から放送制度の見直しに向けた検討を行ってきました。したがって、本案の内容を、地域の事情や経営判断に関わらず一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。

○ 在京キー局のみならず、ローカル局を含め、当事者である放送事業者の声を聞くことは、放送制度の在り方を検討する上で重要であり、今後も多くの意見が届けられることを期待しており、ローカル局からの声がありましたら、御意見を届けていただきたいと思います。

また、本検討会では、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から放送制度について柔軟な見直しに向けた検討を行ってきました。したがって、本案の内容を、地域の事情や経営判断に関わらず一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。具体的な制度の在り方については、総務省において地域の実情や経済合理性も踏まえて検討していくべきものと考えます。

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 衛星基幹放送のマスメディア集中排除原則の緩和について 放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から、認定放送持株会社の関係会社が使用することができるトランスポンダ数の上限を緩和することに賛同します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】 (その他類似意見7者)</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 衛星放送インフラの効率化について 共同衛星や管制の在り方等について、関係者からなる検討の場を設置するなどの取り組みが進むことにより、衛星トランスポンダ料金の低廉化につながることを期待します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】 (その他類似意見7者)</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 「本検討会の下に新たにワーキンググループを設置し、(中略)具体的・専門的な議論・検討を行う場を設けることとする」ことが適当と考えます。 なお、一定規模の縮小が避けられない有料放送の市場の中で、より柔軟かつスピーディーに市場の変化に対応するために、放送事業者、プラットフォーム、ハード事業者のそれぞれが筋肉質化や多角化の推進による経営基盤の安定化を行って、業界そのものの生き残りをはかる必要があるため、マスメディア集中排除原則の一部緩和にとどまらず、衛星放送事業全体に対する規律の在り方そのもの見直し検討が必要であると考えます。【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。 衛星放送における課題を解決し、持続可能な衛星放送の将来像を描くことは喫緊の課題であると考えております。 衛星放送政策の在り方に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>○ ケーブルテレビに期待される「地域における放送の送受信環境の担い手」としての役割が機能するためには、今後、地域において人口減少が予想される中で、ニーズの所在や整備等費用、採算性や設備の維持管理などの課題も想定されます。地上基幹放送の責務(「あまねく受信」との関係等、運用や制度面の課題も含め、より具体的に継続して検討を進める事に賛同致します。 また、制度的な課題を検討する場合には、ケーブルテレビ事業者ごとに異なる規模・業態・経営環境等にも留意いただく事も重要と考えます。 【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】 (その他類似意見3者)</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 「高度地上デジタルテレビジョン放送方式」は、衛星放送を含むすべての放送に影響が考えられる。 有効利用の観点からも具体的な実装方式等が示され、放送事業者の経営の選択肢になることが必要。かつ、視聴者の利便性等も重要な要素である。 【一般社団法人衛星放送協会】 （その他類似意見2者）</p>	<p>○ 「高度地上デジタルテレビジョン放送方式」の具体的な実装方式等については、総務省における技術検証とともに、放送大学の地上放送跡地に関する利用ニーズの調査等も踏まえて、放送事業者の経営の選択肢となるように取り組むことが適当と考えます。</p>
<p>○ 放送用の周波数の有効利用について 条件不利地域における地上波の代替としての衛星活用策は、特に離島局を多く抱える鹿児島において非常に有効な手段だと考えます。 一方で、視聴者の受信設備や衛星の使用料等の費用負担が想定される中、その実現に当たっては、特に離島地域の視聴者および離島を抱えるローカル局の費用軽減など経済合理性に基づいて検討をお願いします。 地上波の代替という観点では、降雨減衰による受信劣化についても検証の必要性を感じます。 【株式会社鹿児島読売テレビ】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。 衛星放送の左旋帯域の活用に関する御意見については、本案のとおり、「条件不利地域における地上波を代替する手段としての左旋帯域の活用の可能性や有効性、経済合理性について検証するとともに、ブロードバンド代替やケーブルテレビによる巻取り等の代替手段も含めた横断的な検討を行う」ことは重要と考えることから、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 衛星放送の左旋帯域について、既築の住宅を中心に左旋対応アンテナへの交換や建物内の伝送機器の更新が必要となっています。新4K8K衛星放送の受信環境の整備に今後も着実に取り組み、左旋帯域の有効活用と普及促進を高める方策を継続的に進めていくことが必要と考えます。 現在のロードマップでは、2025年頃の「イメージ」として「4K及び8K実用放送のための伝送路として位置付けられたBS左旋及び110度CS左旋において多様な実用放送の実現・右旋の受信環境と同程度に左旋の受信環境の整備が進捗」とされています。目指すべき衛星放送全体のサービスイメージを明確にした上で、今後のロードマップの検討と作成が必要と考えており、総務省に先導的役割を果たしていただくことを要望します。 また、衛星放送の左旋帯域の条件不利地域における地上波を代替する手段としての可能性や有効性、経済合理性については、特にBS放送に多くの受信者がいる実態も考慮した十分な検証を要望します。検証に当たっては、左旋帯域の既存サービスの普及促進も含め、受信環境の整備にも引き続き取り組んでいただくよう要望します。 【日本放送協会】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。 衛星放送の未来像や左旋帯域の活用に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

主な意見

本検討会の考え方

○ 放送の真実性・信頼性の確保について
 取りまとめ案は訂正放送制度に関し、「総務省においては、放送事業者の自主性・自律性に配慮しつつ、放送事業者に対し、手続き等の透明化・具体化に資するグッドプラクティスの具体例を示すとともに、こうした取組の積極的な推進を要請していくことが適当と考えられる」としています。放送法の趣旨からすれば、訂正放送制度の具体的な運用方法等は、放送事業者の自主・自律的な判断によることが原則で、「配慮」のみでなく最大限に尊重されるものです。行政から放送事業者への「要請」は事実上の「義務」であると受け取られかねず、不適切であると考えます。

民放事業者は放送法第9条の訂正放送制度を遵守するとともに、法制度とは別に、民放連 放送基準で「(37)ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する」と定め、これを遵守しています。また、2023年4月に施行した改正民放連 放送基準では、新たに、自ら誤りを発見した場合について、「速やかに訂正を行うことが視聴者との信頼関係において大切である」との考え方を追加したところ
 【一般社団法人日本民間放送連盟】
 （その他類似意見20者）

○ 訂正放送等の制度は、表現の自由の確保の観点から、放送局が自律的に訂正放送等を行うことを義務付けたものである点は御指摘のとおりです。

他方、同制度については、視聴者保護の観点も重要であり、本検討会における議論の中でも訂正放送等の請求の手続きが分かりにくいといったような指摘もあったことを踏まえれば、手続き等の透明化・具体化の不断の取組が重要であり、総務省において、放送事業者の自主性・自律性に配慮しつつ、放送事業者に対し、自社の取組の現状の確認等を要請していくことは適当であると考えています。

御指摘の民放連放送基準の見直しも含め、引き続き、放送事業者が自主自律で制度の運用に取り組むことが望まれます。

○ 放送事業者は日々、正確な情報発出に努めており、もし誤りがあった場合、可能な限り速やかに、間違った情報を正すことに努めている。

それでも権利侵害から回復されない最終的な手段と言えるのが、放送法9条の訂正制度だ。

制度が活用されていないのではなく、使われる前に、放送局の自主自律の取組みが成果を上げていると言える。

また、NHKと民放によって作られた第三者機関であるBPO(放送倫理・番組向上機構)でも、よりよい放送につながるように、事例の共有などが進められている。

検討会の指摘では「放送局の自主自律」との言葉があるが、報道機関として放送局が日々、どのような取組みをしているのか、ご理解をいただきたい。
 【讀賣テレビ放送株式会社】

○ 本検討会としても、放送の真実性・信頼性の確保については、現在、各放送事業者が、その放送番組の制作・編集に当たり、自らの責任において実施していることを理解しており、放送事業者においては、引き続き、自主的・自律的に、放送番組の信頼性向上を図っていくことが重要であると考えています。

その上で、訂正放送等の制度の運用においては、視聴者保護の観点から、手続き等の透明化・具体化に向けた不断の取組が重要であるとも考えています。

主な意見

本検討会の考え方

○ 民放事業者の情報開示の在り方について
 民放事業者が「日本民間放送年鑑」において非上場会社を含め会社概要を開示するなど、財務情報や資本情報の自主的な情報開示に努めていることに対し、一定の評価をすべきとしており、民放事業者の取り組みをご理解いただいたものと受け止めます。
 行政の場において、報道機関である民放事業者に対する規律を検討する際は、放送の自主・自律を尊重し、くれぐれも慎重に対応いただきたいと考えます。特に非上場会社について、会社法を上回る過度の規律を課すことは不適切です。
 民放事業者は、地域情報の発信主体としての持続可能性の観点から、自らの事業とその価値を、ステークホルダーである視聴者・リスナー、広告主・広告会社や地域社会に伝え、その理解と協力を得る取り組みを続けてまいります。
 地方公共団体からの出資・委託等に関する記載がありますが、放送事業者は行政を含むいかなる第三者からも独立し、自主的・自律的な姿勢を堅持して地域住民の知る権利に応えるという報道機関としての役割を果たし、公正中立な情報発信をおこなっています。
 【一般社団法人日本民間放送連盟】
 （その他類似意見19者）

○ 公共の電波を割り当てられて放送を実施している民間放送事業者においては、自主的な取組として、その社会的役割に鑑み、経営の透明性を高めていくことや社会的役割を果たすために必要な財源・体制を開示していくことが期待されます。
 民間放送事業者におけるコーポレートガバナンスの在り方については、放送事業者の自主性・自律性に十分配慮する必要があると考えており、御意見や規制改革実施計画等も踏まえた検討を継続してまいります。

○ 「地方公共団体から出資等を受ける場合があり、利益相反関係が課題になり得るのではないか」との記載は、民放事業者の特定の出資者について問題視するものと受け取られかねず、不適切だと思います。民放事業者が報道機関として、自主・自立という姿勢で公正な情報発信を行うことは、言うまでもありません。
 【株式会社IBC岩手放送】
 （その他類似意見2者）

○ 行政を含むいかなる第三者からも独立し、自主的・自律的な姿勢を堅持して地域住民の知る権利に応えるという報道機関としての役割は重要であり、引き続き公正中立な情報発信に取り組んでいくべきと考えています。

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ NHKの主たるFM補完中継局に割り当てる周波数帯を検討する際は、民間放送事業者の既設FM親局・中継局に対する割当ての状況だけでなく、将来の新設や移設の可能性も考慮頂きますようお願い致します。 【株式会社エフエム東京】</p> <p>○ NHKによる主たるFM補完中継局の整備等については、広いエリアが対象になると想定されます。使用可能な周波数がひっ迫している地域における周波数の割り当ては、民放でのFM転換の取り組みなど、将来的な周波数選定に配慮した検討が行われることを望みます。 【株式会社STVラジオ】</p>	<p>○ NHKによる主たるFM補完中継局に具体的に割り当てる周波数帯については、民間放送事業者に対する割当て状況を踏まえた上で、検討する必要がありますと考えます。頂いた御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>
<p>○ ローカルラジオ局の経営は厳しく、放送の継続のためにも早期のAM局の廃止、FMへの転換は必要と考えます。先行停波実証は全国的な動きでもあることから、住民や地方公共団体への周知など、総務省における協力、また、FM転換及びAM局廃止に必要な制度の早期整備を希望します。 【RKB毎日放送株式会社】 (その他類似意見2者)</p>	<p>○ AM局の運用休止に係る特例措置を受けるための要件として、住民への周知や地方公共団体等への周知を行うこととしており、総務省においても、特例措置の適用を受けたAM局の運用休止に関するホームページを作成し、特例措置実施に関する周知広報及び問合せへの対応を行うことを予定しています。また、今後、特例措置の実施状況等を踏まえ、総務省において、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討を行う予定です。</p>

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」及びその下部組織において、これまでラジオについて論じられる機会が少なかったところ、本取りまとめではFM転換及びAM局廃止に留まったとは言え、ラジオについて触れていただいたことは意味深いと考え、歓迎いたします</p> <p>ラジオ放送について「災害時、特に停電時において、地域住民の生命・財産の安全確保に関わる情報の提供手段」として、極めて重要な役割と有用性の高さを認識していただいたことに賛同いたします</p> <p>今回の特例措置に続く、今後のFM転換及びAM局廃止については、引き続き民間AMラジオ事業者の要望等に真摯に耳を傾けながら、同事業者の更なる経営基盤強化を第一の目的とし、柔軟かつ早急な制度整備を強く要望いたします</p> <p>今後のFM転換及びAM局廃止に際して、周知広報への留意点として、「radikoでのラジオ放送のインターネット配信の取組が進展」と明記されたことに対して歓迎し、評価いたします</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>AM局の運用休止に係る特例措置の適用期間の終了後は、特例措置の実施状況等を踏まえ、総務省において、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討を行うとともに、その際に考慮すべき事項について整理及び公表を行う予定です。</p>
<p>○ 取りまとめ(案)にある「『radiko』や『らじる★らじる』といったラジオ放送のインターネット配信の取組が進展していることなどにも留意」という記載は、重要です。radikoのサービス開始から10年余り経過し利用者は増加し続け、トンネル内・都心の地下鉄・地下街などで主要な聴取手段はradikoとなっていることを踏まえて、エリア・カバー率の算入対象としてradikoを含めるよう、要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】 (その他類似意見2者)</p>	<p>○ AM局の運用休止に係る特例措置の適用を受けるための要件としては、radiko等のインターネット配信サービスについては世帯カバー率には含めないこととしていますが、今後の取扱いについては、情報通信技術の動向等を見極めていくことが必要と考えています。</p>

〈クリエイターに適正な対価が還元される環境〉

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ コンテンツ産業を振興するため、クリエイターに適正な対価が還元される環境を維持することは重要です。しかしここでいう「適正な対価」とは一律でなく、関係者が都度合意するものであり、国が介入すべきものでないと考えます。</p> <p>なお、番組の著作権帰属と制作連携は本質的に異なる問題であり、議論を混同せぬよう、慎重にお取扱いいただけるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社MBSメディアホールディングス】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 御意見については、今後、総務省において、クリエイターに適正な対価が還元される環境の在り方及び番組の著作権帰属・制作連携に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適切と考えます。</p>

〈放送のエコシステム〉

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 視聴データの利活用について</p> <p>「民間放送事業者が提供するコンテンツについて、視聴データの利用が制限され、その他のコンテンツ配信事業者よりも競争環境が劣位になり、広告主が民間放送事業者を選択しにくくなる環境を改善する必要がある」との指摘は重要です。視聴者のプライバシー保護に留意したうえで、視聴データの利活用が拡大される方向で検討が進むことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】 (その他類似意見21者)</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>

小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム 2次取りまとめ

全体的事項 関係

主な意見

- 小規模中継局等のブロードバンド等による代替の検討にあたっては、コスト削減等の経済合理性と持続可能な仕組み作りを前提に進めることが必要と考えます。また、ブロードバンド代替採用の是非や代替方式は、各社や各地域の事情があるため、それぞれの社の経営判断に委ねるのが適当と考えます。

【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】

【株式会社フジテレビジョン】

- 小規模中継局等のブロードバンド等(ケーブルテレビ、光ファイバ等)による代替可能性について、実証事業の実施を通じて新たな課題が明らかとなり、ブロードバンド代替が放送事業者の「経営の選択肢」として導入可能な環境を整備するために必要な具体的な取組を確認できたことに賛同いたします。

【KDDI株式会社】

本検討会の考え方

- 本作業チームでは、小規模中継局等のブロードバンド等による代替が放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るか否かについて検討を行っています。新たな「経営の選択肢」となり得るためには、放送事業者における放送ネットワークインフラのコスト負担を軽減することが重要であると考えています。この点を念頭に、今後、品質・機能要件を含む諸課題について検討を進めてまいります。御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

- 本案に対する賛同の御意見として承ります。

第4章（今後の検討課題と検討の方向性）関係①

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ ブロードバンドによる小規模中継局の代替において、ユニキャスト方式による代替ではふたかぶせ処理や出演者、通行人に至るまで放送とは別の著作権処理が必要となり、放送局の負担が非常に大きく、また視聴者の求める情報が欠落した違和感の強い放送(配信)となってしまいます。放送には放送区域の考えがあるため、地域制限についての検討が必要かもしれませんが、同時、見逃し配信は著作権上、放送とみなすような制度整備が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【RKB毎日放送株式会社】 (その他類似意見3者)</p>	<p>○ 令和4年度の実証事業における視聴者へのアンケート調査では、いわゆる「フタかぶせ」について、「できれば無いのが望ましい」又は「受け入れられない」と回答した被験者が約7割という結果となりました。IPユニキャスト方式による代替について、「フタかぶせ」が回避されるようにするため、許諾推定規定の創設等を内容とする著作権法の改正(令和4年1月1日施行)によってなお解決していない課題としてどのようなものが考えられ、それを解決するためにはどのような対策が必要か、更に検討を進めてまいります。御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 地域情報を視聴者に届けることは、放送局の重要な役割だと認識している。視聴者に地域情報を適切なタイミングで、確実にお届けするためにも、地域制御は必要で、確実に行うシステムを要望する。 【讀賣テレビ放送株式会社】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 地域制御については、一般的な同時配信サービスとは異なり、地上波放送の代替であるため、サービス提供区域は、代替する小規模中継局等の放送エリアに同じとすべきと考えており、本案の「仮置きした品質・機能要件」において、「サービス提供区域は、代替する小規模中継局等の放送エリアに同じ」としております。また、地域制御手段については、IPアドレス、GPS、ユーザID等、複数の手段が考えられ、今後具体的に検討することとしています。御意見については、今後、地域制御の有無に関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム 2次取りまとめ

第4章（今後の検討課題と検討の方向性） 関係②

主な意見

○ 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ(第2次)(案)」の第1章にケーブルテレビの現状と課題が記載され、ケーブルテレビ事業者の小規模中継局等や辺地共聴施設の代替(巻取り)について、その際の整備等費用の課題が残されている旨、記載がされています。

仮にケーブルテレビにて代替する場合は、幹線や引込線の敷設、ヘッドエンド内の伝送装置の増強等の投資が必要となります。今般の代替の対象となる地域は、基本的に経済合理性が低い地域であると考えられることから、その設備投資および運用に係る費用を利用者からのサービス利用料のみで回収することは困難と考えられます。

また、小規模中継局等をブロードバンド等で代替する場合には、昨年の総務省の「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」にて、「放送のブロードバンドによる代替を実現するために追加的なコストが発生したとしても、当該コストを有線ブロードバンドサービスに関する新たな交付金制度によって支援することは制度上困難であり、当該コストは、少なくとも第一義的には、放送のブロードバンドによる代替の直接の受益者である放送事業者によって負担されるべきものと考えられる。」と、最終取りまとめに記載されております。

ケーブルテレビによる代替にせよブロードバンドによる代替にせよ、費用については受益者となる放送事業者が負担することが明らかであると考えます。

さらに、これまでアンテナで受信(月額利用料が無料)、又は共聴施設等で安価に放送を受信できている地域住民にとって、ブロードバンドやケーブルテレビ等の代替手段に変わること、従来よりも高額な利用料が発生することが想定されますが、十分にご納得いただくことが大前提であると考えます。

「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チームの2次取りまとめ(案)」においても、今後の検討課題として「ブロードバンド等の利用に係る費用については『一定程度の費用負担はやむを得ない』との回答が多いものの、具体的に受容できる費用水準については調査できていない」とされています。費用水準によって対象の地域住民の受け入れ可否も異なると思われるので、費用水準を早急に明らかにした上で、国、関係自治体及び、地上放送事業者から地域住民に十分な説明をしていただき、地域住民が納得した上で代替手段をとることが肝要であると考えます。

このように、今後の検討会の議論においては、費用に関する議論は避けて通れないものであり、地上放送事業者の負担の在り方及び、地域の受信者の負担の水準や在り方と、周知・理解について検討を進めていただくことを要望いたします。

【JCOM株式会社】

本検討会の考え方

○ 令和4年度の実証事業における視聴者へのアンケート調査では、費用負担について、「一定程度の費用負担はやむを得ない」と回答した被験者が6割強、また、辺地共聴施設のケーブルテレビへの切替えでは、「現状と同程度ならよい」と回答した被験者が約7割という結果となりましたところ、御意見については、今後、住民理解・受信者対策に関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。

第5章（今後の進め方）関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 北海道は広大な土地に150以上の多数の中継局を有する特殊な地域であり、放送を維持するため2024年度から多年度計画で中継局の更新作業を予定しています。BB代替が経営の選択肢たりうるかどうかの結論は、予定の令和6年夏より後ろ倒しにならないよう、迅速な検討を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ北海道】</p>	<p>○ 小規模中継局等のブロードバンド等による代替についての検討は、放送事業者における小規模中継局の更新時期を念頭に、放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るか否かについて、令和6年夏頃に結論を得ることを目指すこととしております。</p> <p style="text-align: right;">御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 今後の取組みにおいては、ブロードバンド代替のみにこだわることなく、放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減するという本来の目的を重視し、視聴者及び放送事業者双方にとってメリットのある、継続的な経済合理性・受容性・実現性の高い代替手段を優先的に検討していくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ 本案では、IPユニキャスト方式以外の代替手段も含めた最適な代替手段について検討を進めていくことも必要となるとしています。</p> <p style="text-align: right;">御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ

2. NHKの役割（放送全体の発展への貢献） 関係

主な意見

本検討会の考え方

○ NHKの放送全体の発展への貢献について

「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

民放連は、NHKと民放の共同利用型モデルの実現を喫緊の課題と捉えておりますが、放送法上の明確な裏付けがないままでは、暗礁に乗り上げるのではないかと危惧しております。このため、放送法20条第1項(NHKの必須業務)に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を、公共放送WGで提案しました。取りまとめ案において、放送法第20条第6項の協力努力義務を超えて、「NHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべき」としたことは、民放連の提案が反映されたものと理解します。行政において、民放連提案の趣旨を法改正に反映いただくようあらためて要望します。

全国および地域レベルの協議の場では、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け入れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

地上テレビ放送とは事情が異なりますが、ラジオ放送の送信設備の共同利用についても、将来的な課題として検討を要するものと考えます。
【一般社団法人日本民間放送連盟】

○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。

○ NHKの放送全体の発展への貢献について

現在の二元体制のもと、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるために、NHKと民放の地上波中継局の「共同利用型モデル」は、民放経営の有力な選択肢であると考えます。一方で、その活用については、各社の経営判断に委ねるべきと考えます。

「共同利用モデル」の検討においては、中継局の規模で制限することなく、カバーエリアの面積や中継局の立地環境などに基づく地域特性を踏まえて、経済合理性および、特に継続性の観点を重視し、民放ローカル局の経営の選択肢として、最大限有用な体制構築を望みます。

「共同利用モデル」の実現に向けては、NHKとの協力が必須であるため、放送法20条第1項(NHKの必須業務)に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を要望します。

現在、民放事業者は、各地で中継局更新の時期を迎え、更新計画も進んでいる中、早期の方向性提示と、地域ごとの協議を進めるべきと考えます。
【株式会社鹿児島讀賣テレビ】

(その他類似意見31者)

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ

2. NHKの役割（インターネットを通じた放送番組の配信） 関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 放送の二元体制の維持は、多様性、多元性の観点で非常に重要です。NHKのインターネット活用業務が必須化されるにあたっては、地方ローカル局の存在を忘れてはならないと考えます。インターネット空間における、地域情報発信においても、民間放送事業者との二元体制を維持していく必要があります。地方のローカル局がNHKの行うインターネット活用業務に対して二元体制を維持できるように、同時、見逃し配信を行い易くする仕組みや制度が必要です。インターネット上における二元体制について、地方の視点も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【RKB毎日放送株式会社】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 本検討会としては、NHKには、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献する役割が求められていると考えています。</p> <p>御指摘のとおり、放送の二元体制を含むメディアの多元性については地方の視点も必要であり、今後も多くの意見が届けられることを期待しています。</p>

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ

3. NHKのインターネット活用業務の在り方 関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ NHKがインターネット業務を本来業務にと言っていますが、地方放送の同時配信はまだ実施できていないし、見逃し配信も地域放送のごく一部です。肝心のニュースや天気などの見逃し配信は18時のニュースしか行われていません。本来業務化にあたりこれらのものを早急に始めて欲しい。また、番組によっては権利のために一部が配信されていなかったり、特に高校野球はNHKプラスでは見ることができません。本来業務にするには放送で出してるコンテンツとの大きな格差があります。この格差を解消していただきたい。</p> <p>9月3日にはらじるらじるが1時間ほど聞けなくなる不具合も起きております。こういったことが放送であれば放送事故になります。NHKにはインターネットにおいても放送と同等の品質で業務を行っていただきたい。</p> <p>また、現在のNHKプラスは放送に比べて40秒ほど遅延しており、スポーツ番組を見るにはかなり遅れています。こういった部分も世界ではもっと遅延が少ないものも行われています。そういった現在のサービスの改善もしっかりと行っていただきたい。アプリなどのレビューにもありますが、朝ドラを連続再生すると放送回が逆に再生されるなど、視聴者の要望を聞く改善が全くされていません。NHKのインターネット業務が本来業務となるのであればそういった視聴者の要望をしっかりと受け止めてサービスを行って欲しい。また、それがしっかり行えないのであればNHKに対する罰則などインターネットサービスもしっかりと規律を持って行ってほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 本検討会としても、NHKの業務は、国民・視聴者の理解を得て実施していくべきものであり、例えば、NHKのインターネット配信において放送と同様に視聴者が視聴できる環境を整備するようNHKは努めるべきと考えます。</p>

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ

3. NHKのインターネット活用業務の在り方（必須業務化の是非と範囲） 関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ NHKのインターネット活用業務の必須業務化に関し、本案にて提言があった課題が解決されることを前提に賛同致します。</p> <p>必須業務化においては、放送技術面において従前NHKが担ってきた開拓者としての役割を、インターネットにおける放送番組を配信する領域においても同様に担い続けて頂き、その知見が放送メディア全体の資産として有効に利活用されることを希望します。</p> <p>諸外国においても検討が進んでいる、小規模サテ局のブロードバンド代替における「輻輳」や「遅延」の課題解決にもつなげる可能性のある5Gブロードキャスト（プロトコル）等に関して、より具体的な技術及び制度面の検討を希望します。</p> <p>今後、ラジオのインターネット活用業務の必須業務化の検討においても、全国の民放ラジオ局や関連企業、特に系列に属していない独立FM局へのヒアリング等の実施を要望します。</p> <p>放送コンテンツが、真に国民より必要とされるものとして機能し続けられるよう、第22回会合における構成員からの発言のとおり、視聴者（Customer）ファーストの視点で制度整備が進められることを要望します。 【株式会社J-WAVE】</p> <p>○ 費用負担をする意思があり、かつ受信設備以外でNHKの放送番組を視聴したいというニーズを拾うことができるので、地上波テレビ放送のインターネットによる同時・見逃し配信を必須業務にすることに賛成する。</p> <p>衛星放送及び国際放送については、必須業務にするか否かは別にしても、希望者が追加の料金負担をすることで同時・見逃し配信を視聴できるようにすべきである。</p> <p>地上波ラジオ放送の同時・聴き逃し配信については、必須業務化すべきであるが、放送法第64条ただし書きにおいて、「ラジオ放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者」については、受信料支払義務がないとされていることから、現行の「らじる★らじる」や「radiko」を踏襲し、これらのサービスのみを利用する者からは料金を徴収すべきではない。 【個人】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 衛星放送、国際放送、地上波ラジオ放送については、十分に議論が尽くされたとは言えず、継続して検討を行い、年内を目途に結論を得たいと考えています。その際、必要に応じてラジオ局からもヒアリングを行うことを想定しています。</p>

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ

3. NHKのインターネット活用業務の在り方（必須業務として配信すべき情報の範囲） 関係①

主な意見

- NHKのインターネット活用業務の必須業務化について
現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。
民放連は、NHKは放送と同じものをネットに出すことが原則と提案しました。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。
ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、より明確に限定すべきと考えます。
民放連は受信契約者と非契約者の公平性担保（フリーライド防止）や民間事業者との公正競争確保の観点から、受信契約に紐づいた認証が必須と提案しています。放送番組以外のテキスト情報等についてもその趣旨が反映されたものと理解します。受信契約に紐づいた認証を必須とする方向性を明確に記載していただくよう要望します。
必須業務化に伴い、任意業務の在り方についてしっかりと議論する必要があります。今後、衛星放送、国際放送、ラジオ放送のネット配信の位置付けについて議論することですが、必須業務との線引きを行い、抜け穴とならないようにすべきです。
必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。
必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。この趣旨は公共放送WGで複数の構成員が言及していました。民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。 【一般社団法人日本民間放送連盟】
- 放送番組以外のコンテンツの範囲について、「放送法に定性的に規定する」としたことには強い懸念がある。理解増進情報の「放送番組に対する理解の増進に資する情報」というあいまいな定義がなし崩しの業務拡大につながってきたことを踏まえると、厳格なルールが必要だ。
放送番組以外のコンテンツとして例示されている「(ii)放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」は現在の理解増進情報の考え方との差異は極めて小さく、なし崩しの業務拡大が懸念される。理解増進情報は競争の不公正さや、受信料制度との矛盾が繰り返し指摘されたからこそ、取りまとめ案でも「廃止されるべき」とされた。現状の反省を踏まえるならば、現行制度の課題を指摘している以上、少なくとも(ii)は削除すべきだ。
【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】
- 放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、削除、もしくは限定すべきと考えます。
【西日本放送株式会社】
(その他類似意見26者)

本検討会の考え方

- 本検討会としては、制度化に当たって、インターネットを通じて提供すべき情報の範囲をあらかじめ法律において限定列挙することは、言論報道機関としての性格を有するNHKに対する過度の制約となることから適当ではなく、テキスト情報等の外延を固定する方向で検討すべきであり、費用負担者にどこまで提供すべきかといった点も含め、配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。要する費用についても競争評価の重要な一要素と考えています。受信契約に紐づく認証の可否についても競争評価のプロセスを経て決定されるものですが、本案のとおり災害時の緊急情報など費用を負担する者以外への提供が必要な場合もあり、このような場合を除き、受信契約に紐づく何らかの認証が基本と認識しています。
また、インターネット上で配信する放送番組については、番組準則のような法律上の規制は課さず、NHKを含む放送事業者における自主的な判断に委ねられるべきであると考えており、そのことは本案において明らかであると考えています。
任意業務の在り方に対する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ

3. NHKのインターネット活用業務の在り方（必須業務として配信すべき情報の範囲） 関係②

主な意見

○「テレビなどの受信設備を持たないがインターネットを利用できる環境にある者から、インターネットを通じてNHKの放送番組を視聴したいとの求めがあれば、NHKには放送番組を提供する義務が生じる。」

上記案文から読み取る限り、必須業務として配信する内容は、放送番組と同一の内容で必要かつ十分であり放送番組以外のコンテンツを同じ組上で議論されていることに違和感を感じます。

ただし放送番組以外のコンテンツとは、番組表など、放送波から得られる番組以外の情報のことを指すのなら理解できますが、放送波では得られない情報の配信を必須業務とすべく検討をするのであれば別途の議論とすべきではないでしょうか。（国民の生命安全に関する緊急時の対応などは除いて）また現在の理解増進情報といったいかようにも拡大解釈できるような文言は不適切であり、案文の中の番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定することでも曖昧さが残ります。誰にも是非の判断ができるような線引きのルールを今後検討し明示すべきと思います。
【株式会社テレビ愛媛】

○「(テレビを持たない人であっても)インターネットを通じてNHKの放送番組を視聴したいとの求めがあれば、NHKには放送番組を提供する義務が生じる」など、必須業務化の理由や意味に関する記述はあるものの、「放送番組」の同時配信・見逃し配信の必須業務化の説明に過ぎない。「放送番組以外のコンテンツ(テキスト情報等)」を必須業務として配信すべき範囲に含めることに明確な意義がないならば、必須業務化の範囲に含めるべきでない。

【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】
(その他類似意見1者)

○ 理解増進情報は公正な競争が成り立たないだけでなく、公平性を掲げる受信料制度との整合性の観点からも問題がある。「インターネット活用業務を必須業務化する場合は、それに伴って、現在の理解増進情報は廃止されるべき」との記述があるが、必須化するかどうかにかかわらず廃止すべきだ。

【株式会社読売新聞グループ本社】
(その他類似意見2者)

本検討会の考え方

○ 本検討会の議論においては、「NHKに対してインターネット上も含めて適切な情報発信をする役割を求めていく上で、動画であるか、テキストであるかということとを区別する必要はあまりないのではないか」、「エビデンスに基づく適切な競争評価の中で、無用の悪影響を及ぼすようなサービスをできないようにしつつ、国民・社会にとって必要なサービスをNHKのミッションとして認めていくことが必要」、「テキスト情報の提供が国民にとって有益であることも否定できないため、競争への影響評価を前提に、テキスト情報の提供を行う余地を今回の制度改革で認めておくことが適当ではないか」といった指摘がありました。

また、NHKからは、インターネット活用業務を必須業務化する場合の業務範囲について、「放送番組の同時・見逃し配信」と「報道サイト(放送と同一の情報内容の多元提供)」が基本であり、これ以外は「放送と同様の効用が異なる態様で実現されるもの」について限定的に提供することを想定しており、テキスト情報については、放送と同一の情報内容についてインターネットの特性に合わせたものを提供することが基本であるとの考えが示されています。

こうした議論を踏まえて、本検討会としては、NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHKを含めた様々な主体から、視聴者が多角的に情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましく、配信するテキスト情報等の範囲については、放送番組と同一の内容を基本とし、その具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。その上で、NHKは、競争評価に関する検討の場において、「放送と同一の情報内容」や「放送と同様の効用」についてより分かりやすい説明に努めるとともに、提供する情報の範囲等について明確な説明に努めるべきであると考えています。

○ 理解増進情報は、NHKの放送番組に編集上必要な資料その他のNHKの放送番組に対する理解の増進に資する情報(これらを編集したものを含む。)として、インターネット活用業務において提供することが放送法上認められているものであり、その具体的な情報の範囲は、NHKインターネット活用業務実施基準において規定されていると承知しています。

また、必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。

その上で、公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、要望・指摘があったことも勘案して、今後の法制化の過程において検討すべきと考えており、そのことを本案でも指摘しています。

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ

3. NHKのインターネット活用業務の在り方（必須業務として配信すべき情報の範囲） 関係③

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ NHKのネット業務拡大は、放送政策にとどまらない影響がある。取りまとめ案は検討の目的や担保措置について、「メディアの多元性を確保する上で重要な役割を果たす放送の二元体制」との記述が繰り返されている。しかし、WGで複数の構成員からメディアの多元性の重要性について繰り返し言及があったように、放送の二元体制にとどまらない課題だという点は共通認識となっているはずだ。「放送の二元体制」との記述を「メディアの多元性」と修正しなければ、議論を正確に反映しているとは言えず極めて不適切だ。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 御意見を踏まえて、本案中の「二元体制」のうち、文意に照らして修正可能なものを「放送の二元体制を含むメディアの多元性」等に修正させていただきます(7,8,12,13,14,17,22,25ページ)。</p>
<p>○ NHKの理解増進情報(テキスト情報)の提供制度の廃止には断固反対します。新聞業界や民放からは、民業圧迫という批判が出ていますが、そのような理由で国民が質の高い情報を得る手段の一つを奪われるのは理不尽です。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本検討会としては、NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHKを含めた様々な主体から、視聴者が多角的に情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましいと考えています。</p>

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ

3. NHKのインターネット活用業務の在り方（放送の二元体制を維持するための担保措置） 関係①

主な意見

- 放送の二元体制を維持するための担保措置について
「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、(中略)今後の法制化の過程において検討すべき」との提言は、民放連の提案を踏まえたものであり、賛同します。引き続き行政において法改正の検討を進めていただきたいと考えます。
担保措置としての競争評価を、NHK以外の第三者機関において民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言は、民放連の提案を反映したものであり、賛同します。実効性のあるものになるよう、検討を深めていく必要があると考えます。
放送番組以外のネット配信については、既存サービスを含め、すべて競争評価の対象であることを明記するよう要望します。
競争評価にあたり、NHKが策定する原案は、NHKが実施するにふさわしい公共性と公共的価値があることと、放送の二元体制を損なわないことを、NHK自身が明らかにすることが重要です。業務内容とともに、実施計画および支出予算が記述されるべきものと考えます。
競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促す」との提言に賛同するとともに、早期の設定をあらためて要望します。
【一般社団法人日本民間放送連盟】
- 放送の二元体制を維持するための担保措置について
担保措置としての競争評価を、NHK以外の第三者機関において民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言に賛同します。実効性のあるものになるよう、検討を深めていく必要があると考えます。
【東海テレビ放送株式会社】
(その他類似意見15者)

本検討会の考え方

- 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者が適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、NHKや関係者の協力を得てエビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。
その上で、今後、NHKが原案を策定するに当たり、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであると考えています。また、NHKは、その場において、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべきであると考えています。
また、放送番組以外のインターネット配信については、既存のサービスを含めて、全て競争評価の対象とすることが適当です。

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ

3. NHKのインターネット活用業務の在り方（放送の二元体制を維持するための担保措置） 関係②

主な意見

- 競争評価の仕組みでは費用の規模を明らかにすべきとの記述があるが、既存の「補完業務」で業務がなし崩し的に拡大したことを踏まえると、仮に必須業務化した場合も、費用上限は当然設けるべきだ。また、ネット利用者から得た財源の使途について「放送全体に貢献する役割に対応したNHKの事業運営費用にも充てられるべきものであることを明確化すべき」との指摘もあるが、インターネット業務の収支は透明性を確保すべきだ。
【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】
- 競争評価を実施するに当たって、NHKのインターネット活用業務に要する費用は重要な物差しです。公正な競争環境とメディアの多元性を確保するためにも、特殊法人であるNHKのインターネット事業費については厳格な費用上限の設定は必須だと考えます。
現在の年間200億円という莫大な予算を今後、さらに増額する場合は、なぜ追加の費用が必要なのか、地上波制作費との按分も含めて事前に内訳を開示し、競争評価を実施すべきだと考えます。インターネット活用業務全般について、競争上の問題が生じていないかどうかを検証する「競争レビュー(仮称)」も、「定期的」ではなく、毎年の実施を求めます。
またモバイル配信などの利用者に新たな負担を求める場合は、その事業分野に係る収入と経費を明示するよう求めます。
【株式会社テレビ東京ホールディングス】
(その他類似意見1者)

本検討会の考え方

- 必須業務に要する費用については競争評価の重要な要素と考えています。
また、必須業務については任意業務にも増して事業運営の透明性が求められるものであり、御指摘も踏まえ、総務省において、必須業務化を契機に、適切な科目による、より厳格な財務情報の開示をNHKに求めることが適当と考えます。
- 受信料により支えられているNHKは、競争評価の仕組みをより公正かつ客観的なものとする中で、民間放送事業者や新聞社・通信社等の関係者の理解を得つつ、国民の知る権利にとってマイナスとなる事態を厳に回避することが必要であり、競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者が適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、NHKや関係者の協力を得てエビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。
また、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。

- 当委員会はこれまでNHKのインターネット業務について、業務範囲や受信料制度、ガバナンスなども含めNHKの在り方を根本から議論するよう求めてきた。取りまとめ案ではインターネット業務を「必須業務」に格上げし、放送だけでなくネットからも費用負担を求めるという受信料制度の根幹に関わる提言がなされた。NHKの在り方を変容させる制度改正であるにもかかわらず、受信料をはじめとする制度に関する根本的な検討は十分なされていない。国民・視聴者に与える影響への多面的な検証も乏しい。NHKのネット業務の拡大は民間放送事業者だけでなく、新聞・通信社をはじめ多様な事業者に影響を及ぼすのは必至だが、その業務範囲は依然不明確だ。こうした検討すべき課題が山積し、懸念が解消されない中でのネット業務の「必須業務化」には反対する。
NHKがインターネットという伝送路にコンテンツを配信する以上、本質的には民間報道機関への影響は避けられず、必須業務化は放送政策にとどまらない影響がある。メディアの多元性が一度毀損(きそん)されれば元の姿を取り戻すのは難しく、NHKのみが巨大な影響力を獲得することになりかねない。民主主義社会の財産である言論の多様性やメディアの多元性が損なわれることのないよう慎重な制度設計が行われることを求める。
【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ

4. インターネット活用業務の財源と受信料制度 関係①

主な意見

- 視聴者の費用負担について、「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者の相応の費用負担」は、公平負担の原則から、現行の受信料相当が適切だと考えます。「スマートフォン・PC等の通信端末からの能動的な行為を基にNHKと締結する契約」の契約単位など、検討すべき事項が多く残されています。国民・視聴者の理解を十分に得るためにも、NHKは早期に考え方を示すことが必要だと考えます。
 【日本テレビ放送網株式会社】
 【株式会社BS日本】
 【株式会社山梨放送】
 【札幌テレビ放送株式会社】
 【日本海テレビジョン放送株式会社】
 (その他類似意見13者)

- NHKは、これまでも公共放送WG会合で表明したとおり、新聞・民放という伝統メディアとともに信頼できる多元性を確保しつつ、放送同様の価値をインターネットで提供することで、視聴者・国民の「情報の社会的基盤」の役割を果たしてまいりたいと考えております。本WGにおいて、構成員はじめ関係各位による深い議論の結果本案が取りまとめられたことに謝意を表するとともに、今後、必要な制度化・法制化が進められた後には、NHKのガバナンスについての指摘や配信すべき情報に関する規律についてNHKの自律的な対応が求められていること等本案の記載にも留意しながら、NHKが上記の役割、そして本案に示された「重い責任」を十全に果たせるよう、全力で取り組んでまいり所存です。
- 他方、総務省において制度化の検討を進める中で具体化を図ることとされた事項については、本案の内容に十分留意して具体化を進める必要があると考えます。特に、「『協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者』と同等と評価すること」に関し、「(前略)これらの積極的な行為が費用負担の要件であることを、視聴者にとってわかりやすい形で明確化を図っていくべき」とされたこと(19ページ)は、法的安定性の観点から大変重要な指摘であると考えます。一方、「積極的行為」の定め方によっては、受益感が公平性を上回りサブスクリプションのような形になってしまう懸念もあることから、受益感と公平性のバランスが重要であると考えます。
- また、制度化に向けてNHK自身が準備を進めるにあたっては、担保措置(競争評価)の枠組みについての記述(21ページ)等を踏まえ、自律的に原案を策定するとともに関係者のご意見も伺いながら進めてまいりたいと考えており、総務省においても必要な協力をお願いいたします。
 【日本放送協会】

本検討会の考え方

- まずは、NHKが、競争評価に関する検討の場において、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべきであると考えています。なお、具体的な受信料の額については、放送法において、国会がNHK予算を承認することによって定めることとされているものと承知しています。
- 今後総務省において検討していく上での参考として承ります。

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ

4. インターネット活用業務の財源と受信料制度 関係②

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ NHKの必須業務が変更になるほどの抜本的な制度見直しであり、国民・視聴者の最大の関心事項であるにもかかわらず、受信料制度について根本的な議論がなされていない。現在のNHKの姿を前提にして、視聴の対価や税収入は相いれないとの議論のみで、「現行の受信料制度を維持することが適当」としたことは疑問だ。NHKのあるべき姿から議論し、それに必要な業務内容や事業規模などを検討した上で、結論を得る必要がある。</p> <p>スマートフォンなどの通信端末を保有しただけで費用負担が義務付けられるという、いわゆる「ネット受信料」については繰り返し否定された。しかし、受信料の徴収対象がテレビだけでなく、スマートフォンにも拡大したことは事実で、将来的な制度拡大への道を開いたと解釈することも可能だ。そうした制度の根幹に関わる変更にもかかわらず、NHKの在り方から検討がなされなかったことは極めて残念だ。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 最高裁判決(最大判平成29年12月6日民集71巻10号1817頁)は、NHKの事業運営の財源を受信料によって賄う仕組みは、「受信設備を設置することにより原告(NHK)の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHKが上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの」と判示し、その際、「特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告(NHK)に及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず」とも述べており、受信料制度が視聴料収入や広告収入、税収入のそれぞれのデメリットを克服しようとするものであることを示唆しています。</p> <p>この最高裁判決も踏まえ、改めて議論した結果、公共放送の運営に必要な費用を調達する手段としては、現行の受信料制度を維持することが適当であると考えています。また、スマートフォン・PC等の通信端末を取得・保有しただけでNHKの放送を受信することができる受信設備を設置した者と同等と評価することは適当ではないと考えています。</p>

5. 今後の進め方（必須業務として実施するインターネット活用業務の具体的な範囲・提供条件） 関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 法制化に向けNHK、民放事業者や新聞社・通信社等の関係者協議の場を設けるとの指摘があるが、仮に必須業務化を進めるのであれば、関係者協議の開催を早期に求める。その際は、NHKが具体的な範囲や提供条件について早期の方針を示すべきで、総務省はそれを促すべきだ。できるだけ情報を公開し、国民・視聴者の理解を得ながら進めていくことも欠かせない。 【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 視聴者のコンテンツ視聴スタイルが変化する中、インターネットを通して放送番組を提供の推進は取り組むべきことと理解しておりますが、同時に我々ローカル局において、この大きな流れには、大きな不安も感じております。 そこで、NHKがインターネット活用業務を必須業務として実施するにあたり、「総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべき。」の提言に賛同するとともに、早期の設定を要望いたします。 【株式会社高知放送】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 本検討会としても、競争評価の枠組みについては、今後、NHKが原案を策定するに当たり、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであり、その場において、NHKは、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべきであると考えています。</p>

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ

5. 今後の進め方（その他）関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ NHKの三位一体改革について 民放連は、NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきました。今般、インターネット活用業務の必須業務化と、財源・受信料制度の検討をおこなうにあたっては、ガバナンス改革についても一体的に検討すべきと考えます。さらにNHKの事業全体についても、三位一体改革による効率化・合理化を進めるべきと考えます。 「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる」との指摘は適切と考えます。 【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ 「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる」とした指摘は重要であり賛同します。 特に今般、NHKの業務の在り方を大幅に見直すことを受けて、NHK本体と子会社それぞれでガバナンスの在り方や規律にも変化が及ぶことから、業務の適正性について改めて見直しや検証が必要と考えます。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】 (その他類似意見9者)</p>	<p>○ 本検討会としても、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>
<p>○ NHKの子会社の業務について、民間に任せるものは任せ、スリム化を前提に整理統合すべきと考えます。特に受信料財源で制作された放送番組等の2次利用については、一般入札等により外部企業に幅広く開放する仕組みも検討すべきと考えます。 【株式会社テレビ朝日ホールディングス】 (その他類似意見4者)</p>	<p>○ 今後総務省において御指摘を踏まえ、子会社ガイドラインの運用を検証し、必要に応じてその見直しを検討することが適当と考えています。</p>

公共放送ワーキンググループ 取りまとめ

6. 結びにかえて、その他 関係

<結びにかえて>

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ フェイクニュースも含めた多種多様な情報が流通するインターネット世界でも、多様なメディアが信頼性の高い情報の提供を継続していく必要があるという取りまとめ案の問題意識は、当協会とも軌を一にするものだ。伝統メディア間の連携・協力の重要性についても理解する。しかし、公正な競争が確保されていることが前提であり、メディアの多元性を損なわないような制度とすることは重要だ。 【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。その上で、本検討会としても、メディアの多元性が損なわれないことを担保するための措置を講じることが必要であると考えています。</p>

<その他>

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 受信料制度の理解増進について インターネットを通じてNHKのコンテンツを視聴できる環境を整えるという提言がある一方、民放連研究所の調査によると、テレビを持っていない人の一番の理由は「テレビ放送を視聴できるテレビを設置するとNHKの受信料を払わなくてはいけなくなるから」となっています。 (参考 https://minpo.online/article/part2.html) NHKにはさらに受信料制度を視聴者に理解してもらえるような活動に努めていただきたいと考えます。 【東海テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ 本検討会としても、受信契約の締結と受信料の支払について、NHKが国民・視聴者の理解が得られるように努めなければならないことは当然であると考えています。</p>

放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ 取りまとめ

3. 課題とその検討の方向性

(コンテンツ制作・流通に関わる人材の確保・育成方策を含む制作・流通環境の改善の在り方、放送コンテンツを通じた我が国・地方の魅力の世界への発信を促進する方策の在り方) **関係**

〈コンテンツ制作・流通に関わる人材の確保・育成方策を含む制作・流通環境の改善の在り方〉

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ ローカル局においては、広告収入の減少等により情報番組以外の番組を制作する機会が減りつつあります。放送コンテンツと配信コンテンツが「コンテンツの力」で競い合いながら視聴者の可処分時間を奪い合う中、制作力の維持・向上や優秀な人材の育成、流通機会の増加はローカル局にとって喫緊の課題です。国が流通・制作の機会を提供し、ノウハウの獲得等の支援を行うことを求めます。 【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p>	<p>○ 御意見については、今後、総務省において、コンテンツ制作・流通に関わる人材の確保・育成方策を含む制作・流通環境の改善の在り方に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>

〈放送コンテンツを通じた我が国・地方の魅力の世界への発信を促進する方策の在り方〉

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 海外展開の意欲があるローカル局や番組制作会社等の後押しをするための方策 ローカル局の海外展開推進に向けては、展開先の地域特性や文化も踏まえたコンテンツの制作、権利処理や契約交渉などノウハウの習得が困難な課題です。 官民が連携したノウハウの共有策として、国際見本市への出展機会の確保などもありますが、ローカル局の制作者が、日々の放送対象地域向けの放送コンテンツ制作に取り組む中で、それぞれのタイミングで海外展開に向けた視点を取り込むヒントや気づきの機会となる、日常的にアクセス出来る成功事例、体験談等を集積した参考書的な動画サイト等を常設することも有効な方策だと考えます。 【株式会社鹿児島讀賣テレビ】 (その他類似意見2者)</p>	<p>○ 御意見については、今後、総務省において、放送コンテンツの海外展開に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>
<p>○ 放送コンテンツの海外展開について、「放送分野だけでなく、映画、アニメ、出版等コンテンツ産業全体で、官民が連携して推進していくことが必要」との認識には賛同します。施策の検討にあたっては、コンテンツの流通経路の確保や人材育成、多言語展開等、ビジネスの実態に即した実効性のある抜本的な政策が必要と考えます。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。 御意見については、今後、総務省において、放送コンテンツの海外展開に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>

放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ 取りまとめ

3. 課題とその検討の方向性（放送コンテンツのインターネット配信の推進の在り方） 関係①

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 配信プラットフォームの在り方について、国民・視聴者の利便性を追求する観点から、「アクセス性」「一覧性」が確保できる環境を整備すべきとのコンセプトは理解します。</p> <p>視聴者・国民に信頼される情報をより幅広く届けるための優先表示（プロモンス）は重要です。仕組みの検討にあたっては、配信プラットフォームをはじめ、視聴デバイス、OS、視聴アプリ、配信サーバ、伝送路等、様々なステークホルダーが協調領域を意識しながら一丸となって進める必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】 (その他類似意見3者)</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>御意見については、今後、総務省において、放送コンテンツの動画配信プラットフォームの在り方に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>
<p>○ インターネット配信に取り組んでいるローカル局が抱える様々な課題に対して、「官民が連携し、共有すべきノウハウの整理や、ローカル局の連携・サポート体制の構築に向けた検討に早急に着手する」としたことは妥当であると考えます。</p> <p>なお、検討にあたっては、ローカル局にとって事務負担や時間的人的負担が軽微・簡便な使い勝手の良いものを目指すという視点を加味していただけるよう望みます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社仙台放送】 (その他類似意見2者)</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>御意見については、今後、総務省において、ローカル局によるインターネット配信促進方策に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>
<p>○ 配信画面上において、個々のコンテンツをどのような位置や順序、サイズで配置するかによって、それぞれのコンテンツの露出度や視聴者の認知、視聴数などに非常に大きな差が生じます。これらの画面の構成・編成は、動画配信事業者にとっても、コンテンツの権利を所有し配信許諾等を通じて収益を得るコンテンツプロバイダーにとっても極めて重要です。仮想的なプラットフォームなどにおける「一覧性」の確保を検討するに当たっては、画面の構成・編成等の調整、決定は容易ではないと考えます。画面の編成・編集権を誰が握り、どのような基準でコンテンツを配置し、しかもそれが利用者に受け入れられるものになるのか。またローカルコンテンツの露出につながる形をいかに決めるのか。編集の独立性や、運用面や技術面の課題を含め慎重な検証、検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】 (その他類似意見1者)</p>	<p>○ 御意見については、今後、総務省において、放送コンテンツの動画配信プラットフォームの在り方に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p> <p>なお、実証事業を行うに当たり、御指摘のとおり、運用面や技術面の実現性や課題を検証していくことが適当と考えます。</p>

放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ 取りまとめ

3. 課題とその検討の方向性（放送コンテンツのインターネット配信の推進の在り方） 関係②

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ インターネット事業への進出を後押しするため、契約・権利処理に関して公的支援を受けた組織・機関があれば、海外含めコンテンツのマルチ展開を促進する上で、民間放送事業者、特にローカル局にとって相談窓口として機能し、配信事業や海外展開などコンテンツ価値の最大化への後押しになると考えます。 【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ 御意見については、今後、総務省において、ローカル局によるインターネット配信促進方策に関する整理・検討に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>
<p>○ ローカル局にとっては、放送コンテンツのインターネット配信は、事業性・採算性に基づき経営判断をして具現化する領域であると共に、それぞれの戦略に沿って様々な取組をする競争分野でもあるため、法制度によって何かしらの義務が生じ、経営の選択肢を狭めるような議論の進め方とならないよう要望します。 【株式会社宮城テレビ放送】</p>	<p>○ 御意見については、今後、総務省において、放送コンテンツの動画配信プラットフォームの在り方に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>

放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース 取りまとめ

2. 課題とその検討の方向性（地上放送の放送ネットワークインフラの効率化） 関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 「地上波中継局の共同利用…全国レベル、地域レベルでの協議の場を年内目途に設置すべき」とあるが、ミニサテなどの更新時期が迫る中、一刻も早い設置を求める。 経済合理性があり、持続可能な共同利用のシステムにすることは言うまでもない。 民放も応分の負担をし、NHKと対等な立場で、検討を進めていくべきだと考える。 【読賣テレビ放送株式会社】 （その他類似意見3者）</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。御意見のとおり、ミニサテなどの更新時期は迫っており、総務省、NHK、民放が協力して取り組むことにより、中継局の共同利用に向けた協議の場が早期に設置されることを期待します。その上で、各地域の事情や経済合理性を踏まえ、早期に検討が進むことを期待します。</p>
<p>○ 中継局の共同利用につきまして、タスクフォースの場などで重点的に審議していただいたことを評価いたします。ただ実現に向けては道半ばで、多くの構成員から発言がありましたように地域特性（地域事情、県単位の個別事情）の把握とそれに見合った対応が非常に重要だと考えます。その際、経済合理性の見極めはもちろんですが、地域によって開始時期や受益（または負担）について差がでないよう公平性の確保の視点をもって臨まれることを要望します。そして、特にローカル局につきましては、今回のタスクフォースでテレビ大分様や南日本放送様が説明された厳しい経営状況や将来予測を十分に踏まえて仕組み作りをして頂きたいと考えます。また、タスクフォースのクロサカ構成員からありました、「中継局の共用については、議論を急ぐべき。（急いで丁寧に進めて行く必要がある）」に賛同いたします。機を逸することなく全国レベル、地域レベルの協議を進めることができるよう引き続き、検討を続けていただきたいと思います。 【四国放送株式会社】 （その他類似意見9者）</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。中継局の共同利用について検討する地域レベルでの協議の場においては、御指摘のとおりそれぞれの地域事情に応じた検討がなされることが適切と考えております。</p>

放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース 取りまとめ

2. 課題とその検討の方向性（衛星放送における番組制作） 関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 放送コンテンツ制作に関わる人材を確保・育成する観点から、NHK衛星放送の外部制作比率について実質的に現行以上になるよう、「外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組(外部制作事業者及びNHKの双方に帰属するものを含む。)を対象とする新たな目標を設定する」という本案に賛同します。 【株式会社MBSメディアホールディングス】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ <検討の方向性>「NHK新BS2K・新BS4Kそれぞれについて、「外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組(中略)」を対象とする新たな目標を設定する」との文言について 賛同します。あわせて地上波の総合テレビにおいても外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組の割合について、新たな目標を設定することを検討項目に加えることが、放送番組制作に関わる業界全体の活性化につながると考えます。 【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。また、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>

放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース 取りまとめ

2. 課題とその検討の方向性（放送コンテンツのインターネット配信の推進） 関係①

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 放送コンテンツのインターネット配信の推進について 既存プラットフォーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によって放送コンテンツへの「アクセス性」および「一覧性」を確保する実証事業は、運用面や技術面の実現性や課題をしっかりと検証し見極めていくことが肝要です。 【一般社団法人日本民間放送連盟】 (その他類似意見8者)</p>	<p>○ 今後総務省において、実証事業を行うに当たり、御指摘のとおり、運用面や技術面の実現性や課題を検証していくことが適当と考えます。</p>
<p>○ 7月11日のヒアリングの際に意見を述べましたが、ローカル局のニュースや番組といったコンテンツは、地域の方が知りたい事や伝えるべき事に時間と予算を割いていて、一般的に多くの方がネット視聴しているドラマやバラエティ、映画といった類のコンテンツはほとんど制作されていません。ローカル局が放送コンテンツのインターネット配信の推進に積極的に取り組むには、ローカル局のコンテンツがあまたあるキー局のコンテンツに埋没することなく地域の方に確実に届く仕組みがあるのかや、配信したローカル局に一定水準の経済的なメリットがあるのか等、今後検討すべき内容が多く残っています。これがクリアできない限りローカル局がインターネット配信に積極的に乗り出していくのは厳しいと言わざるを得ません。 そういった状況で、＜検討の方向性＞において、「民放ローカル局の意見を丁寧に聞き、放送コンテンツへの＜アクセス性＞及びその＜一覧性＞が確保できる環境を整備すべき」という意見に大いに賛同致します。現状ローカル局の事業性が見えていないネット配信業務を推進するのは経営を圧迫し、現実的な選択肢ではありません。NHKプラスやTVerが国民の利便性に役立つという理由だけで推進していくことは、地方の人々が地方の情報に触れる機会が加速度的に希薄化していくという負の側面も議論すべきではないでしょうか。ローカル局が地上波ではなく配信によって地方を豊かにするのはどうすればいいのか。ローカル局の意見に今まで以上に耳を傾けて頂きたいと思います。 また、地域においてはCM(コマーシャル)も重要なコンテンツです。インターネット配信の分野でも仮に共通のプラットフォームで民放とNHKの二元体制を維持していくのであれば、CMの扱いをどうするのかも早急に議論すべき項目であると思われます。 【株式会社テレビ大分】 (その他類似意見7者)</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。また、民放ローカル局の意見・ニーズの反映、地域情報への接点を容易にする工夫、民放ローカル局のコンテンツが埋没しないための対応等については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。ネット配信によって地方の情報に触れる機会が少なくなる側面があるのも事実です。他方、国民の視聴スタイルの変化を踏まえれば、ネット配信に踏み出す必要があることも明らかです。協調領域として、NHK、キー局も含め関係者が協力して、御指摘の「ローカル局のコンテンツがあまたあるキー局のコンテンツに埋没することなく地域の方に確実に届く仕組み」や「配信したローカル局に一定水準の経済的なメリット」が早期に実現することを期待します。 なお、国内では、本年9月、公正取引委員会がニュース配信の記事使用料について独占禁止法違反のおそれがあることを指摘しました。また、イギリスでは地上テレビ放送をまとめて電子番組ガイド付きで同時配信可能なアプリの開発・実装が進められているという報道もあります。 (https://www.fmmc.or.jp/ictg/country/news/itemid483-006759.html) デジタルの分野での世の中の変化は早く、時流に取り残されない検討が求められると考えます。</p>

放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース 取りまとめ

2. 課題とその検討の方向性（放送コンテンツのインターネット配信の推進） 関係②

主な意見

○ 既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築による、放送コンテンツへの「アクセス性」及び「一覧性」の確保に関する実証事業においては、その運用面や技術面の実現性や課題をしっかりと検証し、見極めていくことを要望いたします。

「アクセス性」・「一覧性」の確保の在り方については、ユーザーにとってどのような形が真に望ましいか、柔軟に幅広い検討が為されるべきで、技術仕様の策定の必要性も含めて、結論ありきではなく、慎重に判断することを要望いたします。

放送コンテンツの一覧性について、TVerを例にとると、①無料サービスのTVerと、受信料で成り立つNHKの事情の違い、②広告近接を避けたいというNHKからの要望、③データの取扱い方針の違い、など簡単には解決できない課題が山積しています。またTVerは、ローカルコンテンツの拡充に加え、CTV対応やリモコンへのTVerボタンの搭載など、ビジネス拡大への投資を続けており、こうした民間企業のビジネス戦略にも十分配慮した検討をしていただきたいと考えます。

「アクセス性」・「一覧性」の確保については、構成員が言及しているように、物理的な統合以外の手法を検討するべきと考えます。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

○ コネクテッド・テレビ上での表示・操作性について、実証事業を含めて検討していくことは、重要だと考えます。複数の配信プラットフォームの「一覧性」について、「NHKと民放の配信プラットフォームを統合」という飛躍した議論にならないように留意し、利用者にとどのようなニーズがあるのかという観点で分析・検証していく必要があります。

【株式会社TBSテレビ】

本検討会の考え方

○ 今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本案においては、「既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築により、NHKと民放の地域情報を含めた放送コンテンツへの「アクセス性」及びその「一覧性」が確保できる環境を整備すべき」としており、NHKと民放の配信プラットフォームの統合を求めたものではありません。

放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース 取りまとめ

2. 課題とその検討の方向性（衛星放送の放送ネットワークインフラの効率化） 関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ インターネット配信とCTVの普及等によって衛星放送事業者の経営は厳しさを増しており、固定費(トラポンコスト)低廉化は喫緊の課題になりつつあります。「衛星放送の質の確保とコストの抑制の両立を図るため、共同衛星、管制の在り方等について、株式会社放送衛星システム(B-SAT)、スカパーJSAT 株式会社等の関係者からなる検討の場を早急に設置すべき。」という本案に賛同します。 【株式会社MBSメディアホールディングス】</p> <p>○ 「共同衛星、管制の在り方等について、B-SATとスカパーJSAT等の関係者からなる検討の場を早急に設置すべき」という提案に賛同します。今後、放送事業者などステークホルダーが納得する経済合理性を前提に議論が進むことを期待します。 【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>
<p>○ 本案で、「共同衛星、管制の在り方等について、株式会社衛星システム(B-SAT)、スカパーJSAT株式会社等の関係者からなる検討の場を早急に設置すべき」と提言したことに賛同します。国内外の動画配信サービスの急進展により、とりわけ衛星放送を取り巻く環境は厳しさを増しています。総務省においては、衛星利用料等の固定費の低廉化に向けて支援していただくよう要望します。 若年層を中心に4K放送をはじめ衛星放送への関心が薄れないよう、当社グループは高品質で魅力ある番組の充実・強化に取り組んでいますが、民間企業として収益性が求められます。衛星放送業界全体の発展のためにも、総務省においては適正な支援施策を実施するよう求めます。 【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。 なお、本案では、本検討会の下に新たにワーキンググループを開催し、インフラコストの低廉化に資するハード設備の在り方等について議論することとされています。</p>

放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース 取りまとめ

2. 課題とその検討の方向性（国際発信の強化） 関係

主な意見	本検討会の考え方
<p>○ 衛星国際放送以外にインターネット配信でも海外発信を強化するにあたり、特にローカル放送事業者のコンテンツ発信力を強化することは、日本の地域ごとの魅力・多様性を海外へ伝える事につながり、日本に対する理解促進とインバウンド強化にも貢献します。ローカルコンテンツの国際発信強化のための各種助成制度、補助の拡充を要望します。 【札幌テレビ放送株式会社】</p>	<p>○ 今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>
<p>○ 財源の在り方(中略)を含め、それら課題や課題解決方策について検討を行う場を早急に設置すべき 賛同します。NHK国際放送については、民放含め国内放送番組を海外に発信するプラットフォームとして活用すべく、課金や広告収入など幅広い財源確保を可能とするよう検討を進めるとともに、国内スポーツの主要試合など在外邦人に特に要望が強い番組であれば、要請放送に準ずる扱いで交付金が使えないか検討すべきだと考えます。 【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>○ 本案に対する賛同の御意見として承ります。また、今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>